

令和7年第12回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年2月27日（木）午後 1時30分開会
議 場

委員長 根本 謙 一 君
副委員長 星 次 君

○出席委員（9名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	8 番	星 次 君
2 番	小 柴 葉 月 君	11 番	鈴 木 繁 明 君
3 番	荒 川 佳 一 君	12 番	横 山 知 世 志 君
4 番	山 内 豪 君	15 番	根 本 謙 一 君
7 番	小 島 裕 子 君		
(16 番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席)			

○欠席委員（1名）

5 番 長 嶺 一 也 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君
事 務 局 次 長 関 本 達 君
兼 総 務 係 長

開 会 （午後 1 時 3 3 分）

○副委員長（星 次君） 皆さん、こんにちは。明日の3月議会前に開催ということで、皆さんお忙しい中、本当にありがとうございます。

ただいまから第12回の議会改革推進特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） 改めて、こんにちは。皆さん、ご苦労さまです。

副委員長のほうから挨拶がありましたように、明日から3月の会議が始まるわけですが、その前日ということで、ちょっと落ち着かない面もあるかと思いますが、第12回の議会改革推進特別委員会、これより開催させていただきます。

資料のほうは前もってお渡ししてあると思いますけれども、本日より本町議会基本条例の本格的な見直しに入ります。前もって整理させていただいた検討項目、それから、特別委員会から議長へ上げるべき事項、それから皆様からいろいろご提案、ご意見あった中で、検討しないこととした内容も確認し合ってから、さらに議会事務局のほうから規定ということに関して法的な部分で改めて説明をいただきながら本日の会議を進めてまいります。よろしくご協議のほどお願い申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。

○委員長（根本謙一君） それでは、早速案件の協議に入ってまいります。

皆様のお手元に栗山町の議会基本条例をお渡ししてあろうかと思います。最新の改正された栗山町議会基本条例でございます。私どもの議会基本条例も基本的に栗山町の議会基本条例を模範として参考にさせていただいておるところが大きいわけでございますので、まずこれをしっかり読んでいただくことによって、より理解が進むことと考えてお渡ししておきました。

これを見てもらうと分かりますように、ここに通年議会が入っております。それから、政務活動費は実際に交付しておるところでございますし、十分参考になるのではないかなと。それから、議会改革の推進という会議も設けております。議会モニターの設置、それから、議会サポーターの協力の部分でもしっかり条例の中に落とし込んでいます。さらには、ここでは議会としての業務継続計画も定めておられるのです。大変先進事例として参考になる条例でありますので、お踏まえおきいただければ幸いかと思います。

次に、事務局のほうから、先ほどお話しありましたように、規定に関する法的な解釈の部分で特別に説明をいただくことにしてありましたので、十分これも理解する必要があるということでお願いしたいと思います。

それでは、関本次長、お願いいたします。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 皆様のほうにお渡しした資料の最初のところ、4の横になっているエクセルで作った表があるのですが、まず議会基本条例での検討項目ということで、表、裏書いてあります。

2枚目のところに、特別委員会から議長へ上げるべき事項ということでまとめたものがあります。

その裏のページを見ていただきたいのですが、上のところに例えば、小柴委員というふうに書いてあるその下、ここは前回まではちょっと挙げていなかったのですが、事務局のほうで基本条例とは直接は関係はないのですけれども、ここに加えさせていただいたということでの説明させていただきます。

（新）ということで4つ挙げてあるのですが、議会では、そもそも規則として定められるのは2つしかなくて、ここに掲載されているものは規則ではなくて本来、規程として制定しておかなくてはいけなかったものが、今現在規則として存在しているというようなものであります。ですから、議長に上げたうえで、全員協議会の場に諮って直していきたいなということで、上げさせてもらったというところですよ。

あと一番下の最後のものですが、定例会の招集時期に関する規則というのは、町側のほうで定めるべき規則だったにもかかわらず、議会のほうの規則として定めてしまっていることが判明したので、今回、議会のほうではなくて町部局のほうで定めるように直してもらおう。中身は一緒なのですが、改めて町部局のほうで告示していただくというように直していただきたいということで、この4つのところを挙げさせていただきました。

説明は以上です。

○委員長（根本謙一君） 今の件については、法的にそのようにしなければならないという意味合いからにおいて、今の関本次長の説明を受けて、そのように運びたいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、全員了解ということで、よろしいですね。

そのように決定しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、早速ですが、会津美里町議会基本条例の見直し、検討項目の整理に入っていきたいと思っています。皆様のお手元に資料があらうかと思いますが、いわゆるA4判で横刷りになっている部分です。検討項目がそれぞれ載っております。

まず、第3条からです。これは星委員から上がってきておった問題提起ですけれども、第1項第3号の次に、第4号として、「会津美里町議会ハラスメント防止条例を遵守し行動すること」を加えてはどうかという提案でありました。検討のポイントといたしまして、第3条、議員の活動原則に、ハラスメント防止要領を遵守し行動することを付け加えたほうがよいかどうかというところで皆さんのご意見をいただいきたいと思っています。

ちなみに、幸い本町議会としまして、ハラスメント防止条例、本年1月15日に可決制定できました。昨日ですけれども、ネットで見ますと、もう早速全国的な集計の中で、最終の欄に会津美里町議会が制定したということが載っておりまして、全国で93団体の中で96条例が今制定されておりますよという情報でありました。防止条例であったり、撲滅条例であったり、いろんな多少の名前の違いはありますけれども、中身はハラスメントをなくす、抑止しよう、防止しようという趣旨です。特徴点は

それぞれあるわけですがけれども、我々として十分に熟議の末、成文化し、可決制定できたということであり、誇らしく思っているところでございます。

戻りまして、第3条の点ですけれども、ハラスメント防止条例を遵守し行動することを付け加えたほうがよいのではないかという点ですけれども、本町では条例まで制定してありますので、当然倫理条例の中には、これに類する文言も入っておりますし、それから倫理条例もつくられている、整合性は取る必要がありますけれども、あえて議員の活動の中に本町の防止条例を遵守し行動することの1項を入れなくてもよいのではないか、あるいはやはり入れましょうということになるか、皆さんの意見を持って詰めていきたいと思います。いかがでしょう。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私は、第3条に入れることについては賛成でございます。文言についてもこれでいいと思うのですけれども、入れる場所なのですから、私は2号と3号の間に入れるのがふさわしいのではないかと思います。というのは、2号の「町民の代表としてふさわしい活動をする」ということになっていますので、その後今3号ということでハラスメントの内容を入れれば、素直に読めるのではないかなと思います。場所のほうを、（3）号にして入れるということにしたらどうかという意見でございます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員の意見でした。

ほかに、積極的に意見を出してください。

ちなみに、先ほども言いました第17条に政治倫理も定めております。それから、具体的にハラスメント防止条例も制定した。さらには要綱でもしっかり詳しく整えたということからすると、またまた議員の活動の原則のところになんか私はあまり入れなくてもいいのではないかなと、そこまでくどくなくてもいいのではないかなというふうには思うところです。よその事例を見ても、まず入っているところはありません。

意見を出してもらわないことには進みませんので。

小島委員。

○7番（小島裕子君） 私としましては、一応ハラスメント防止条例に関してここに入れるということではなくして、そういったことは注意を促すとか、行動に対して前向きな形で取り組むということに対してもし入れるのであれば、「法令、条例、申合せ事項を遵守すること」という、ほかの事例をちょっと見てきたのですけれども、そういった文言を入れているというところがありましたので、あえてハラスメント防止条例をといるところは入れなくてもいいのかなとは思いますが。

○委員長（根本謙一君） では、指名してまいります。

ぜひとにかく全員で意見を出して、賛成にしろ、反対にしろ、それから同じ意見だというふうにし、しっかり言葉でお返しいただきたいと思います。

山内委員、いかがでしょう。

○4番（山内 豪君） 荒川君の言ったような内容で十分です。

○委員長（根本謙一君） 次は、では櫻井委員、どうぞ。

○1番（櫻井幹夫君） 私は特に要らないと思いますが、入れたいという方がいらっしゃれば、入れることに別に何の批判もいたしません。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、どうぞお願いします。

○2番（小柴葉月君） 私も同じなのですが、なぜそれをそこに入れるべきだということかという思いとかを言ってもらえると、こちら判断しやすいのかなと思っていて、これをつくったときにどういう狙いを持ってそこにそれを入れるのかとかが見えるといいのかなと。ただ、本当に物理的にこれ入れますか、入れませんかと言われてしまうと、私も何か、あっ、どちらでも大丈夫だと思いますよってなってしまうのですが、例えばここに入れることによって、後に続く人たちがこうこう、こうなって、例えば自主的に何か研修会を開いていくとか、そういったことも基本条例の勉強って代が代わったら必ずするから、そこで毎回4年に1回は必ず振り返ることができるから入れましようとか、何かそういう狙いとかがあれば、そこに賛同はできるのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） では、星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 提案者から、今のただいまの質問についてお答えしたいと思います。

うちのほうは皆さんご存じのように事例があったわけです。したがって、議員の活動原則という部分で、基本条例の中に議会のハラスメント防止条例を遵守し、行動しなければならないのだということをやっぱり植え付けていたほうが、私は、くどいようですが、二重にも三重にもこういうふうに意識をさせるというところで提案を申し上げたわけであります。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員、星委員から今のような提案者としての理由を出されましたけれども。

ただ、小柴委員の言われた、こういうことを目指しているのか、こういうことで今後折々にしっかり把握していける一つの勉強の助けになってくるからという、そういういろんな想定された理由を申されておりましたけれども、確かにそういう意味合いで生かしていくというのは我々も何の異論もありませんし、そうあってほしいですねということは言えると思います。そういう理由ではないのだという必要は何もないと思います。そういうことをみんなで、この委員会で共有できれば、それはそれで深みのある改正理由にもなってくるのかなというふうに思うところです。

小柴委員、改めて何か意見はありますか。

○2番（小柴葉月君） ないです。

○委員長（根本謙一君） ないですか。

では次、鈴木委員、どうぞお願いします。

○11番（鈴木繁明君） 第17条で、「政治倫理は、別に条例で定める」ということでハラスメント防

止条例ができましたので、特別載せることはないのではないのかというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 次、では横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私は、小島委員に賛同したい。

○委員長（根本謙一君） あえて入れなくてもいいけれどもという。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） という話がありました。

小柴委員としては、入れても入れなくてもいいということにもなってしまいますのですけれども、入れたほうがいいのか、条例が確かにできているので、そこまでというふうに考えられるのか、思われるのか、そこを出していただけたらありがたいのですけれども、いかがでしょう。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 資料を不足したもので、控室まで取りに行ってもよろしいですか。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

では、ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 1時56分）

再 開 （午後 1時56分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

小柴委員、どうですか。あえてご意見ありませんか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 普通に倫理条例を守りましょうねというところにハラスメントも守りましょうねって書けばいいのではないですか。第17条、「政治倫理は、別に条例で定める」。

でも、確かに何かこれまでの議論を思い出すと、例えばこの前の何とか制度ってあったではないですか、モニター制度ではなくて何だっけ。何か……

〔「サポーター」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） サポーターみたいなのが何かありましたね。もうそういうのって何か要綱にあるけれども、どこにも動線がないから、基本条例に書いておかないと存在が架空の存在になってしまうよねというところで、導くために、動線をつくるために入れたほうがいいのかとって発言しましたけれども、そういった視点で考えると、ハラスメントと倫理の話って似たり寄ったりだと思うのですけれども、隣り合わせだと思うのですけれども、倫理の話は入っていて、ハラスメントの話は入っていないというのも、別にあってもいいのかもしれないですね。ちょっと分かりません。何か倫理の第17条のところにその話も入れられないのかなと思いますけれども、うまいこと。

○委員長（根本謙一君） 第17条に。

○2番（小柴葉月君） はい。今、議員の政治倫理という項目があって、倫理については、別の条例

で定めますよと書いてあるではないですか。何かその流れで、これもうまいこと付け足せないのかなと。倫理条例とハラスメント防止条例が同じだって言っているのではなくて、この話の流れで書くことはできないのかなと。

○委員長（根本謙一君） いや、話の流れというよりも、倫理の中にハラスメントはいけないという、人の道として人権侵害ですよということは当然この中に全て包含されていますので、ですから別に条例で定めるとして、政治倫理のほかのも含めて倫理条例をつくったと。しかし、時代的に、具体的なハラスメントのことが社会的にも問題視されてきて、確かに行政的にも影響が大き過ぎる。人権意識も高まった中で、本町議会としてハラスメント防止条例を具体的に緻密につくり上げたわけですから、全ては基本条例のここから派生しているというふうに私は理解していいと思うのです。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 逆に載せないほうがいい理由というのを明確にしたほうがいいのかないと、逆に。要するにつまりこの流れでいけば、載って当然なのではないかなと思うのです。だけれども、それを載せないほうがいい理由というのが逆にあるのであれば、それを抽出したほうがいいのかもされない。

○委員長（根本謙一君） 載せないほうがいいというのは何をですか。

○2番（小柴葉月君） これを基本条例に載せないほうがいいという理由があるのであれば、そこを明確にしてあげたほうが話が進みやすいのかもしれない。

そうしたら、だって政治倫理条例の話は書いてあるのに、何でハラスメント防止条例の話は書いていないのとなってしまうではないですか。

○委員長（根本謙一君） いや、政治倫理の中にハラスメントが包含されているという……

○2番（小柴葉月君） が入っているから要らないよねという。

○委員長（根本謙一君） そうそう。だから、基本条例ですから、大づかみで、概念的に含まれるという意味合いで置いて、そこから、だから、でも倫理は大事だよということで別建てで、また定めたというのが倫理条例、詳しく。それから、もしもそれに違反するようなことがあったら、議会の中でどう処理していくのだということも具体的に要綱的に網羅したという、整理したということですよ、倫理上。

さらに、その中の事案として、いわゆるハラスメントがあまりにも社会的にも問題視され、人権意識の高まりの中で現実味を帯びてきたと。現実に関起ったということも踏まえて、条例制定にのっかったという、そういうふうに理解してもらえばいいのかなというふうには思っていますけれども。

いや、絶対載せては駄目だという話ではないです。ですから、皆さんのご意見をいただいて、皆さんの多くの意見が載せよう、載せようというふうになれば、それはそれで入れていけばいいことだというふうに思います。

ただ、他の自治体の事例を見ると、そこまで基本条例の中に具体的なところまで入って、条文化し

ているところはあまり見られない、私も見る限りはないですねというところです。

今のところは、載せなくてもいいのではないかという考え方のほうが多いわけですがけれども、ほかにも何かご意見あったら。

横山委員。

○12番（横山知世志君） ハラスメント防止条例も制定されましたし、政治倫理条例の中にもハラスメントという項目が出てくるので、あえてここの基本の部分については、個別というか、ハラスメントという部分はなくてよろしいのだなと私は思います。大まかに完結した中で、一応基本的なものは定めるべきだろうというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 今までの議論を受けて、横山委員から今のような意見を改めていただきました。私はそれで、あえて入れなくていいというところでまとめたいと思いますが。

初めて再度何かあったら、荒川委員、今までの議論を聞いていて。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） やはり私はここを強調して入れるべきだと思うのですが、皆さんがそれはほかにも読み取れるということであれば、私はどうしてもということではないので、それについては皆さんに合わせます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） それでは、第3条のハラスメント防止条例遵守の1項を入れてはどうかという提案に対しては、このたびにおいてはこのままで入れないで置くというところで決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

今後の推移の中で、今後といいますか、新しい議会、次の任期が来るわけですが、そういう勉強会の中で、やっぱり必要性が出れば、またそれはそれで皆さんで検討していただくということにしていきたいと思います。全員一致というわけにはいかなかったのも、そこは留意点として踏まえておいたほうがいいかなというふうに思っております。

では、一応載せないでこのままでいくということにしたいと思います。

では、次に第4条に参ります。通年議会の規定を盛り込むか否かが論点です。本町議会基本条例には通年議会のことは載っておりません。

ただ、10年近く通年議会をよく言うところの、いわゆる試行としてやってきている、実施してきているというのが現実であります。特段に不都合な点はないとは思っておりますけれども、ただ基本条例には一切載っていない中でここに来てしまっているというところで、長嶺委員、今日は体調の関係で欠席されておりますので、提案者からの話は伺えませんが、資料に一定程度出ております。皆様から改めてご意見をいただいきたいと思います。

ちょっと待ってください。今ほど私の前置きの話の中で、「本町議会では試行的に」というような言い方をしてしまいました。試行ではなくて、正式には運用として実施しているというところで修正したいと思います。ご了解ください。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私も通年議会の規定は必要だなというふうに思いますので、どのような形にしたらいいか、ちょっとまだ今は判断つきませんが、何らかの形で盛り込む必要があるだろうというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 私も今まで試行というふうに捉えておりますので、やはり基本条例の第2条の活動原則というようにと入れておいたほうがいいのではないかなというように思います。

なお、参考では、栗山町議会はきちんと入っておりますので、ほかの町村でもそういうふうに通年議会を開催しているところには入っているのではないかなというふうに推測されますので、入れるのに賛成です。

○委員長（根本謙一君） ちなみに、栗山町議会基本条例を見てください。ここでは第2条の2ということで入れてあります。こういう入れ方があるのだなというふうに私は初めて知りました。これは例規担当の専門筋からの話でも伺っていかなければならないなと思いますけれども、栗山町議会基本条例を見てください。1ページ目に出ています。中段から下、通年議会が括弧書きになっています。それから、第2条の2として、「議会は、主体的・機動的な活動を展開するため、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする」と。第2項として、「前項の通年議会に関し必要な事項は、会議規則で定める」、第1項、第2項だけになっております。

改めて会議ということは変えていく必要があるのかなと思いますけれども、基本条例の中で条文としてどうするかということになりますけれども、まずは通年議会として入れるべきだというご意見が横山委員、星委員のほうからありました。

鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 栗山町も載せてありますので、やっぱり載せたほうがいいのかなというように感じであります。思いであります。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 今まで問題なく運用されてきていましたので、ここは通年議会等を入れたほうが良いと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） 私の意見は、第3条の2ということで、今の栗山町の例を取りますと、第2条の2ということで通年議会という形になっています。それは、議員の活動の原則ということで第2条がなっていますので……

○委員長（根本謙一君） いや、議会の活動です。

○3番（荒川佳一君） いやいや、栗山町ですよ。

○委員長（根本謙一君） ええ。議会の活動原則の第2条の2です。

○3番（荒川佳一君） 第2条の2になっていますよね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○3番（荒川佳一君） なので、私……

○委員長（根本謙一君） 第3条ではないです。

○3番（荒川佳一君） ごめんなさい。同じく第2条の2という形で入れるべきだと思います。

○委員長（根本謙一君） この栗山町議会基本条例を参考にしてということですよ。

○3番（荒川佳一君） はい。

○委員長（根本謙一君） 確かにこういう入れ方があるのだと初めて知りました。これ通常、途中に入れようとするとう全部条ずれが出てきますから、どうなるのだろうなということで心配していたところはあるのですけれども、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なかったら、入れるということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、小柴委員、よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 山内委員も異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ちょっと休議します。

休 憩 （午後 2時15分）

再 開 （午後 2時16分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

ここで皆さんに通年議会を実施するに当たって、法定、法律で定めるというやり方と、それから運用というやり方、2パターン、皆さんに説明資料を渡されていきましたよね。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時17分）

再 開 （午後 2時19分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

ただいま手元に資料が渡されたと思います。これは通年議会の仕組みでございます。このように2パターンがあるのですけれども、このことについて局長のほうから説明していただきたいと思います。それで、皆さんとある程度共通理解をした上で条例の話に入っていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、局長お願いします。

○議会事務局長（川田佑子君） では、資料を御覧いただきたいと思います。

いわゆる通年議会の行い方として、①と②のパターンがございます。①としまして、地方自治法第102条第2項に基づくもので、こちらがいわゆる定例会のやり方に運用で定例会を行っている。運用に工夫を加えて実現しているというやり方で、これが我が会津美里町のやり方となっております。

②番としまして、地方自治法第102条の2第1項、こちらが通年の会期を採用するやり方となっております。

本町が行っているやり方は①の方で、定例会条例で定例会の回数を年1回と定めまして、会期を1年とするやり方で行っております。

この図を御覧いただきたいと思うのですけれども、例えば今年ですと1月15日に1月議会がありました。1月15日を会期の初めとしまして、12月31日までの約1年としたやり方となっております。なので、今年は1月15日だったのですけれども、その年によってその始まりが違う状態になっております。12月31日から1月会議が開かれるまでが空白の期間が生じております。①番の追加なのですが、こちらは毎年1回、1月会議を首長が招集する形になっております。

②番のほうです。こちらが通年の会期というやり方であります。条例で始まりを規定しまして、その始まりから翌年の始まりの前日までを、丸1年を会期とするというやり方になっております。その会期が終われば自動的に更新されていきまして、4年間は首長の招集なしに通年で議会が行われるような形になっております。なので、実質的に改選時に4年に1回、首長招集があれば、その後4年間は首長招集ではなくて、議会のほうで必要なときに会議を開くことが可能となっているやり方になります。

先ほどの栗山町、こちらのほうは第2条の2のほうで通年議会ということで定めてありますが、ちょっと確認はできていないのですが、書いてある内容ですと、本町のやり方でやっているやり方をしているのかなというふうに思われます。今後新たに基本条例にうちのほうで通年議会という項目を追加するというふうになりますと、現状では今の1やり方の内容でここに入れ込むようにはなると思うのですが、今後通年議会のやり方そのものも例えば検討するというふうになってきますと、そのやり方が変わった段階で、今入れ込もうとしている内容も変わってくる可能性はあります。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございました。

一定程度のご理解はいただけたかなというふうには思います。いかがでしょうか。不明な点があったら、質問していただいて結構です。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今の栗山町のをちょっと見ているのですけれども、これ第2条の2の第2項によりますと、ここに「通年議会に関し必要な事項」ということで書いてありますので、これは今の通年議会に向けた中での内容なのかなと思うのですが、そうではないのですか。

○委員長（根本謙一君） そうですね。

○3番（荒川佳一君） なので……

○委員長（根本謙一君） 会議規則。

○3番（荒川佳一君） ということなので、これについては、今の通年議会のやり方ということで、運用ではないのではないかなと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） いえ、簡潔に私なりの理解でいいますと、運用は毎年毎年首長招集から始まると。それから、法定は1度だけ首長招集があって、後4年間は首長の招集なしでいつでも議会が開催できるということです。この2つのパターンです。そういうふう理解していただくことが基本だと思います。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） そこは理解しているのですけれども、今の栗山町のやり方ということになりますと、これは通年議会ということの内容でよろしいのですよねという確認なののですけれども。

○委員長（根本謙一君） これを見る限りは、これから読み取れるのは運用の方法を取られているというふう理解していいと思います。年に1回ですから、年に1回の定例会。

ただ、運用か法定かというふうに問うて確認はしていませんので、改めてそれはしっかり押さえる必要があるなというふうには思っています。

局長。

○議会事務局長（川田佑子君） 今ほどの荒川委員の件なののですけれども、一応ここで「前項の通年議会に関し必要な事項は、会議規則で定める」というふうになっていますので、栗山町の場合はもしかしたら会議規則のほうで法定のやり方を定めている可能性はあると思います。

ただ、その辺がちょっと確認が取れていないので、この第1項だけを見ると、可能性としてはうちのほうでやっているやり方と同じ可能性もあるなというようなところですよ。

○委員長（根本謙一君） そのように理解していただきたいと思います。

○3番（荒川佳一君） はい。

○委員長（根本謙一君） どうでしょう、ほかに疑問などがありますか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ですので、今般の条例の見直しからすると、通年議会を入れ込むべきだと

ということで皆さんの賛同を全員からいただいたので、条文化はしっかりしていかなければならないと思いますけれども、栗山町議会の条文を参考にしながら、ちゃんとしっかり、会議規則もまだ確認はしておりませんから、全く我が町議会と同じだというふうには今言い切れないところがあります。それも確認しながら、現在我が町議会で行っている通年議会のやり方を踏まえた条文のつくり方が必要になると思います。そういうことで進めていきたいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 既に本町議会は通年議会実施要綱というのでできているわけですね。平成27年12月14日にできています。したがって、こちらのほうを具体化していくことによって、その実施要綱は充実されると思うのです。そして、条例のほうについては、第2条の第6項の中にいろいろありますね。会議規則とか委員会条例とかってあります。そこに合わせて、通年議会要綱というような部分を盛り込めば私はいいのではないかと。

○委員長（根本謙一君） 第2条の第6項。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） 第6項、どこにありますか。

○12番（横山知世志君） （6）というか……

○委員長（根本謙一君） いや、第2項までですよ、通年議会は。

○12番（横山知世志君） いやいや、通年議会の要綱をまず整備することが大事なのです。

○委員長（根本謙一君） 要綱のほうですね。

○12番（横山知世志君） まず、だから要綱を整備するのを前提として、これを前提としますよね。そして、基本条例の第2条の第6号、この中には基本となる会津美里町議会会議規則、それから会津美里町議会委員会条例、それから会津美里町議会運営に関する申し合わせというようなことでそれぞれ個別に載っておりますよね。その中に、通年議会という文言が入れば、条例としては私は簡素化して成り立つのではないかというふうに思います。あくまでも実施要綱、こちらの整備を前提とした意見です。

○委員長（根本謙一君） 確認しますけれども、実施要綱を前提として、確かにそれを現在やっている中身、それを踏まえるのですけれども、基本条例に書き込む際は、それを異質にするような条文にはなり得ませんから、ですからそれは別に実施要綱をいじる必要はないのかなとは思いますが。

それから、第6号に入れたらどうかということをおっしゃっているのでしょうか。

○12番（横山知世志君） はい。

○委員長（根本謙一君） ただ、通年議会は通年議会として、一つの条を設けたほうが、その後に必要な事項は会議規則で定めると、ここに書いてありますように、やはり別建てにしたほうがすっきりはすると思います。活動原則の中に入れるのとはちょっと事の質が違ってくるかなというふうに思われるのですけれども、いかがでしょうか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 今基本条例、せっかく全部見直しをかけているところでありますので、要綱とか何かをここに入れるということはあるのですが、例えば単独でやるのであれば、今の横山委員のやり方が正しいかな、分かりやすいかなと思うのですけれども、今回全部基本条例の見直しをかけていますので、この際条項として入れるべきかなと私は思います。

○委員長（根本謙一君） 確認ですけれども、荒川委員、いわゆる栗山町議会のように別建てでということですね。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私、最初に冒頭にお話ししたように、第2条の2ということで入れるべきかということで、その考えでございます。

○委員長（根本謙一君） 了解しました。

関本次長。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 今、荒川委員おっしゃった部分のところで、そうすると文言をどう入れるかという話は置いておいてということですか。今、通年議会をどちらのやり方でやるかということも議論になったかと思うのですけれども、要は書きぶりのところで運用のほうで書くのか……

○委員長（根本謙一君） まだそこまで……

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） いっていないけれども、それをクリアするために、横山知世志委員は、要綱ということで入れておけば、多分そっちの見直しをされても別に基本条例のほうはどういうふうになったってそっちを見直すというふうなことでおっしゃられたのかなというふうになんて理解したのですけれども、ではなく、どうですか。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） そのとおりです。簡潔にしたほうがいいと思いまして、私はそういうふうにご提案したところです。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

今、関本次長のほうから話が少し出たのですけれども、いわゆる通年議会の2つのパターンがあるのですけれども、現在は会津美里町議会としては運用という方法で、毎年首長招集で、約1年間の通年議会としております。法定となるのが、1度の首長招集で任期の4年間が開催される、いつでも開催できる状態になるということです。現在の会津美里町議会としてやっている通年議会を踏まえた条文内容にするということで皆さんの了解をいただきたいのですが、これは横山委員が言われた、実施要綱があるのだから、それを整理してというような話もありました。当然、ですから現状にそぐわないような条文ではなくて、現状を踏まえた条文にして、新たな条項立てをするということでまとめたと思います。いかがでしょうか。ご意見いただけますか。

実際に会議規則、実施要綱2つあるわけですので、そこまで今いじる必要はないと思っています。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 横山委員の第6号の中にとことでの発言であるわけですが、それを具体的にやるには、第6号の「町民にわかりやすい議会運営をするため、地方自治法第102条の2第1項の規定により、通年の会期とする」というふうに、この後に付け加えれば大丈夫でないかなと思います。

それから、あとは「この条例に規定するもののほか」というふうにつなげれば、ここの条文にもう法定的な通年議会というふうなことになるのではないかなというふうに理解しますが、文言的なことは事務局なり、あとは町の法規の担当のほうと打合せしながら、今日の会議については、ここに法的に沿って入れるというふうな方向づけで皆さんの賛同が得られればいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 今の星委員の提案は、第2条の第6号の後に、通年議会の意味するところの文章化したものを入れるのが一つの案。それから、第2条の2とする栗山町議会の例を参考にして別建てで条文化する、この2通りがあるというふうになります。

ここで今日皆さんに確認したほうがいいかなと思うのは、とにかく通年議会を条文に入れるということを決定しましたので、どこに入れるか、どういう書き方にするかは、今申し上げた2つのパターンをつくって、この次の会議に皆さんに提案したいと思います。それで議論しませんか。そのほうがいいと思うのです。どっちにするかなんて、また余計な時間がかかる。それから、栗山町議会の実態もちょっと確認する必要がありますから、かえってそのほうが判断しやすいかなと思いますので、そんなことでいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 異議ありませんか。

〔「委員長、1つ確認いいですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 関本次長。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） さきほど配布した資料の①か②かという議論は、今この議論には加えないということによろしいですか。一応前提としてつくって、仮に①から②になったら、また基本条例の見直しをするということですか。

○委員長（根本謙一君） その点は、今回はそこに入ってくると、また議論が広がってしまうので、今般は現在の状況をそのままにしていじらない、それを反映した条文にするということです。

確かに今は運用ですけれども、これは法定にしたほうがいいのではないかなという話もあります。全国的に見ますと、全国といっているけれども、福島県内で見ますと、運用しているところは2つだけようです。あとは……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 多いのですよね。法定のほうが実際は多いのです。会津若松市は運用のよ

うです。どっちにするかという話にもなるのですけれども、これは後の議会に委ねたいと思います、判断は。このたびの我々の仕事としては、現状を踏まえた基本条例の中で条文化するということにしたいと思いますので、そういうことをご了解いただきたいのですが、この次の会議で例を2つ出したと思います。第2条の第7号として設けるか、ですよね。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 第6号の中に。第6号の中について言いましたね。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 第6号をちょっと読み解きますと、「町民にわかりやすい議会運営するため、この条例に規定するもののほか、運営の基本となる会津美里町議会会議規則（平成17年会津美里町議会規則第1号）」、とともに会津美里町議会通年議会実施要綱（平成31年3月）、それから会津美里町議会委員会条例（平成17年）というふうな形につなげたらいいのではないかと。要は、議会会議規則と通年議会を一緒にしたいと私はここで思うのです。あとはそのまま使ってもらってもいいのかなと思います。

というのは、議会会議規則の中にも、第5条に「会期は通年とし、会期の初めに議会の議決で定める」というふうになっておりますので、ここにも通年議会がうたってあります。そして、改めて通年議会実施要綱というのが定められておりますので、この条例に関しては簡潔にされたほうがいいのかというふうに思っていたところです。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

ですから、今の横山委員の提案の部分が1つ。それから、条項を別建てでつくるという2つのパターン、これをこの次の会議でちょっと例示として出して、また皆さんに読んでいただくということにしたいと思います。

確認ですけれども、いわゆる法定ではなくて、現在実施している運用の形でつくるということにしたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、異議なしと決しました。大丈夫ですね。

ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 3時03分）

再 開 （午後 3時07分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。長らくお待たせしてすみませんでした。

つまりいわゆる4年に1度の首長招集で実施される法定に移行しやすくしておく要綱のつくり方、それから条例の書き込み方、これも考える必要があるということから……

○12番（横山知世志君） さっき委員長、それ違います。そこは議論しないということだったでしょ

う。

○委員長（根本謙一君） 議論ではなくて……

○12番（横山知世志君） この1番、2番かの議論ではなく、条例の整備だけのはずですよ。そんな2番にいくつもり、2番ありきみたいな発言は私は認められないな。

○委員長（根本謙一君） いやいや、分かりました。ありきではなくて、そういう可能性もあり得るから、それは今後に委ねるのですけれども、判断は。委ねるのですけれども、そういうことも含まれる、解釈できる条文の書き方、第2条の第6号に基本条例を改正しなくても要綱のほうで対応できるような書きっぷりもできるよねというところで、例文、例示をつくってみたいということです。そういうことでご理解いただきたいと思います。法定か運用かどっちにするかという議論の話ではありません。そういうことでご理解いただきたいと思います。

それでは、第4条の通年議会については、これで一応議論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次、第5条に参ります。第5条ではなくて失礼しました。4……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 第4条ですね。これは努力規定を義務規定にすべきではないかということで提案したものです。「努めるものとする」と今現在なっているわけですが、「努めなければならない」ということはまた強い言い方になるのですけれども、別にこだわる必要はないのかなというふうには思っておりますけれども、町民との連携がやっぱり一番大事ですよということの強調として……もっと強く言うならば「努めなければならない」という言い方になるのですけれども、何ら今まで問題があったわけではありません。課題としてあるわけではありませんが、ここは議会の決議として常に町民の声はしっかり聞く必要がありますよということを強調した言い方になっていくわけです。

別に……荒川委員、どうぞ。

○3番（荒川佳一君） これ前回、検討しないということになっていたはずなのですから、これ話、まだするのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） いや、そういう意見もありましたけれども、同じぐらいだったので、一応、では検討しましょうということに。

〔「いや、しないと……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） しないとなったの。

〔「要は検討しない、このままでいいというふうなことに……」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 私の手違いです。失礼いたしました。では、今までやってきた第4項、第6項の件については削除したいと思います。これは検討不要の事項でした。失礼しました。削除して

ください。余計な時間を取らせてすみませんでした。

では、次に参ります。第4条のところに……次、私からの提案でした。新たな政策サポーター制度の導入について、有意であるとして調査研究してきた経緯があります。過去に長野県の飯綱町議会へ行って勉強してきたのですけれども、これ確かに実施要綱はあるのですよね。

〔「設置要綱はある」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 設置要綱はあるのですけれども、基本条例に落とし込まれていないのです。

〔「設置要綱は、皆さんが持っているお手元の174ページです」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） これを基本条例に盛り込むことを提案しているものです。皆さんからご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） せっかく要綱はつくってあるわけですから、委員長提案のような形で、設置することができるというふうな文言が入ればよろしいのではないかと思います。

○委員長（根本謙一君） そのような横山委員からの意見です。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） 多分前回もこれは入れましょうというふうになったと思うので、もう具体的にどこに入れるのかというところを議論したほうがいいのと、あと思ったのは政策サポーターについて、実際に私なんかが入ってきて3年たちますけれども、一度も聞いたことなかったし、多分使い方を知っている人もいないか分からないような状況なので、何かこれ自体の存在意義ではないのですけれども、もしこれが必要なのであれば、もちろん前回決まったように入れればいいと思うのですけれども、これあつてないようなものというか、幽霊部員みたいな感じでなっているのかなと。もはやもう存続をどうするかというところも若干議論してもいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 確かにそういう今まで一切この活動をしていません。例を言えば、一度やろうとしたのですけれども、議員の全員の賛同を得られなくて、政策を考えるのは我々議員の仕事だろうということで、町民の力を借りて政策づくりしなければならない。その前に、議員としてもっともっと活動する必要があるのではないかと、もっと責任持って政策づくりをやった方がいいのではないかと、というところに声が大きくいきまして、実際に政策サポーター制度を使った実績はありません。つくろうとしたけれども、まだそこまでいけなかったということで、そのまま来てしまっております。いわゆる町の大きな課題を掲げて、町民の参画を得て、議員と一緒に政策化するための会議をしましょうと、議論しましょうという制度です。

そもそもどうしてそれが起こったかというと、飯綱町議会の例を言いますと、議員の成り手がなかなかおられなくて、やっぱりどこの議会でもそうですけれども、ご苦労されているのですよね。ですから、少しでも議会のことを分かっていたく、理解を深めていただくというのと、一緒になって町

の課題を考えて、議論して、意思を高めてもらおうと。あわせて議員も一緒になって住民と協働作業の中で政策化すれば、しっかり町政にもお返ししていけるだろうということでの起こりでした。

栗山町議会基本条例を見ますと、ここでは議会サポーターの協力ということで、第16条でそれに近いところでの考え方だと思いますけれども、出ています。そもそも必要なかどうなのかということも含めて、この際、ただ要綱はできていますから、それまでなくす必要はないのかなとは思いますが、いつでもそういう考え方に議会として向き合うことが今後、私は来てほしいなと思うのですけれども、そういうことを想定しながらつくっておくということもそのまま削除する必要はなくて、置いておいて、いつでも活用できるようにしておくというのも一つの方法かなとも思われます。いかがでしょう。

星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） せっかく平成29年に設置要綱をつくってありますので、この要綱を生かしつつ、基本条例の中には何も条文として入れなくてもいいのではないかというふうに考えます。

○委員長（根本謙一君） ということで、条文に書き込まなくてもいいだろうということですよ。

○8番（星 次君） そうです。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 今のままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。改めて皆さん、ご意見出してください。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） どちらでもいいと思うのですが、これサポーター制度を残すのであれば入れたほうがいいし、消すのであれば入れなくていいと思うのです。サポーター制度を残すのだったら、入れないと分からないので、存在が。今私たちはサポーター制度ってあるのだと今回分かりましたし、これを制定した人たちはもちろん知っているとは思いますが、全く知らない人がぽくと来たときに、確かにあの冊子をばらばらばらって見れば、何これ、こんなのあるのだと思うかもしれないですが、やはりそれを書いておかないと存在が分からないと思うので、このままサポーター制度を残すのであれば入れる、残さないのであれば入れない、どちらかにしたほうがいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小柴委員から今のような話がありました。残すか残さないかの議論になってしまうのですが、なぜこの制度をつくる、そういう要綱までつくっておいたかということは先ほど申し上げた理由になるわけですが、それも踏まえて、今後の必要性をどう考えるかによります。各委員の判断によりますので、積極的にお願いできれば。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 私も残すほうに賛成します。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 残す、そのままでいいということになると、基本条例の中に入れるべきではないかというのが小柴委員の意見です。それを併せてご意見いただければ。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 少なかったですね。小柴委員の意見に賛成いたします。残す場合は入れる。

○委員長（根本謙一君） 入れるですよ。

○3番（荒川佳一君） はい。なので、残すということなので入れるということ。

○委員長（根本謙一君） ほかの方。残したほうがいいのかということで、条文に入れるか入れないかというふうになった場合に、横山委員、鈴木委員はどのように思いますか。そこを改めて……

○11番（鈴木繁明君） 残すのであれば入れたほうがいいのかと思います。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） 私も先ほど言ったように、せっかく要綱があるのだから、入れるべきだろうというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

山内委員、いかがですか。

○4番（山内 豪君） 残した……

○委員長（根本謙一君） 残したほうがいいのかですか。

○4番（山内 豪君） はい。

○委員長（根本謙一君） ということは入れるべきだと。

○4番（山内 豪君） そうです。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、恐縮です。お願いします。

○1番（櫻井幹夫君） あって困るものではないと思うので、手間をかけてなくす必要はないと思いますので、項目を載せたらいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、お願いします。

○7番（小島裕子君） 設置することができるという形で残せばいいかなと思います。

○委員長（根本謙一君） では、残して条文に入れるということで決したいと思います。

では、どのように入れるかというのはお任せいただいてよろしいでしょうか。この次に例示を出します。そこでまた議論いただきたいと思います。

では、そのように決しました。

ここで10分間休憩しますか。

休 憩 （午後 3時28分）

再 開 （午後 3時40分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

お疲れのところ恐縮ですけれども、最後にしたいと思います。

第5条のところで第4項、反問のところですか。私が一応提案、提起いたしましたのですけれども、反問の実施要綱の第2条、定義について「議員の質問に対し、対案を提示する質問のことをいう」というふうに、「なお、論点及び争点を明確にすることに鑑み、副次的な財政論は含まない」が分かりづらい表現文章になってはいないかというところで、実施例の多くは、「あくまで議員の質問に対して、質問の趣旨確認の意味で反対に問いかける場合が多い」との高沖講師のお話もありました。この実施要綱における実施要領第2条の定義を分かりやすく記載するか否かというところで皆さんのご意見をいただきたいと思います。そういうことで提案されております。

我が町議会では1度だけ反問権、直近で使われましたけれども、ああいう趣旨の問い立てと、それからそれによつての町民に対しての利益は何だというような問いかけだったかと思ひますけれども、他の自治体の例を見ますと、ほとんどが質問者に対しての趣旨の確認とか再度の質問要請等で、我が町議会の要綱にあるような財政論的なところまでは入った例は見えていないです。確かに我々そこまで入つての財政論を、しっかり根拠を持つての提案、質問というのはなかなかできにくいところは確かにあるのですけれども、それをよしとすると、やっぱり議員側としてはなかなか議論になりにくいところが想定されるので、当時の委員会としてはこういう書き方で整理したということだと思ひております。これがあるから反論はしづらいのだなんていうことは現状まではないわけですけれども、大きな課題になっているわけでもありません。ただ、機会を捉まえて、こういうことは皆さんにも反問権の中身を知る上では議論をする価値はあるかなというところで出した次第です。

特段皆さんからご意見がなければ、今後の研究課題ということにしておいてもよろしいかなとは思ひつています。

小島委員。

○7番（小島裕子君） 頂いた資料の別紙の2のところで、各市町の例が載つておひまして、この中で一番上の沼田市議会の反問権実施要綱、この内容がすごく分かりやすくていいかなというふうに思ひつて読むことができました。

○委員長（根本謙一君） 沼田市ですよ。

あと質問に対しての根拠を問われる場合もありますよね。どういう形で課題あるいは問題を認識されて、今執行側に問うているのかということもありますので、今の沼田市の場合は、そこら辺までは入っていないのですよね。ほかのところではしかあつたと思ひます、その論点の根拠ということで。

小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） そこに付け加えるのであれば、もう少し具体的にちょっと載つていたところもあつたのですけれども、質問や質疑の趣旨、内容、背景、根拠、また考えなどを確認するために反問されるという、そういった説明をされているところもありました。

○委員長（根本謙一君）　ありますよね。

○7番（小島裕子君）　はい。

○委員長（根本謙一君）　もしも書き換えるならば、そういうことも必要になってくるかなと。

ただ、今の我が町議会の実施要綱ではそういう文言が入っていないということです。

星委員。

○8番（星　次君）　幾つかテレビ等で反問している自治体の、主に県を見てもみると、やっぱりうちのほうで対案を提示してでなくて、今小島委員が言ったように、疑問点とかそういうふうなことの問いただしでありますので、もう少し軟らかい内容の文章にしたほうがいいのではないかなというふうに、分かりやすい文章というのですか、そのようにしたらいいのではないかなと思います。

○委員長（根本謙一君）　これは条例の改正ではなくて要綱ですから、実施要綱の中での改正になります。

今、星委員からご意見がありました。ほかにあれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　では、もう少し分かりやすい参考事例を基にして、例文を作ってこの次出すことでいかがでしょうか。よろしいですか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　では、そのようにしたいと思います。

では、反問についてはそのようにして、次の会議に提案したいと思います。

次ですが、星委員の提案ですよ。第8条第1項第2号を削除するという提案だったかと思います。

では、星委員のところですので、再度確認の意味で提案理由を。

○8番（星　次君）　私は、第8条の第1項第2号で、次に掲げるものという部分からアからカまでここに載せる必要はないのではないかなって思います。

ただ、栗山町のを見ますと、こういうふうに基本計画ということで載っていますが、ほかの自治体の基本条例を見ると、細かく載せていない自治体もあるので、やっぱりこれはその都度こういうふうに大事なものはやっぱりここに「基本計画の策定に関すること」と第1号で言うので、第2号であえてアからカまでは削除してもよろしいのではないかなというふうに考えましたので、提案しました。

○委員長（根本謙一君）　荒川委員。

○3番（荒川佳一君）　上げることについては、私は初めて、ほかにこのものについては今の議会のほうに上げないということであっているものがないので、これ大事なやつなので、これはあえて削除しなくてもこのままで私はいいと思います。これは議員もそうなのですが、職員も確認できるのですよね。なので、職員からすると、自分のほうが議会のほうに関係するものかということで上がっているものについては、やはり重要視するということでもあるので、これについては残しておいたほう

が私はいいのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） ありがとうございました。私が言いたいのは、もっと大事な基本計画があるのです。都市計画の上位計画としては、町の土地利用基本計画、これが国の全総から来ているのです。全国総合開発から来っていて、県があって、町が土地利用基本計画をつくって、その後のそれぞれの個別計画で都市計画とか農業振興の地域計画とかというのがあるので、これがのっている部分、あと我が町では大事な教育の基本計画という部分も入っていません。そういうことでありますので、ここに抜けている部分は、いや、これに載っていないからという解釈されてはちょっとまずい点があるということで、第1号だけ生かして、細かい部分は削除したほうがいいのではないかというふうな趣旨から私は提案したものです。皆さんの意見、ちょっとお願いします。

○委員長（根本謙一君） 星委員からの意見でした。

それから、これは皆さんのお手元にあるかどうか分かりません。条例の解説文も載っていますよね。載っているのがあるのですけれども、これ見てもらうと、なお理解がしやすい。やっぱりこれは基本的に大事なものですよということで、議会にはこういうことで基本的にはそれぞれの分野の計画はしっかり議会で議決していかなければなりませんという確認の内容になっているのです。栗山町議会みたいに具体的に初め載っていたのですけれども、これも当然時代によって変わっていくことが想定できることから、我が町議会基本条例としてはこういうふうに分野ごとに分けたのです。そういうふうに私は覚えています。ですから、これをなくすことは基本条例に全て書いてあるというのではなくて、基本条例は基本条例なので、基本構想及び基本計画はあるのですけれども、その下にぶら下がっている、それぞれの分野ごと、所管ごとの計画、大事なものがある。それは、議決事件として上げていきますよということですよ。

例規集の17ページに、会津美里町議会議決事件に関する要綱というのがございます。ここには具体的な計画名が載っております。例えば一般廃棄物処理基本計画、2番目に都市計画マスタープラン、3番目に地域福祉計画、11項まであります。それぞれの分野の基本となる計画が要綱の中には落とし込まれていますけれども、基本条例の中では分野別に分けて書き込んであるということです。

ほか皆さんからご意見いただけたらと思います。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私はこのままでよろしいというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員。

○11番（鈴木繁明君） 私もせっかく載っておりますので、このままでいいのかなと思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員。

○7番（小島裕子君） 私もこれを載せておいてもいいかなとは思いますが、ただこのア

から力までと17ページの議決事件に関する要領なのですけれども、ここに両方とも載っていないものが、副委員長は先ほど大切なものが載っていないものが幾つかあるというふうにおっしゃったのですけれども、その取扱い……副委員長がおっしゃったので、その載っていないものに関する取扱いもちょっとどういうふうにしたらいいのかなというふうに思うのですが、基本的には載せておいていいと思います。

○委員長（根本謙一君） 今小島委員のほうから出た、載っていないものがあるというところで、星委員、具体的に今言えますか。

○8番（星 次君） 第8条は、地方自治法の第96条第2項ということで、地方自治法にはきちんとこれは議決案件だよというふうなことで羅列してあります。これに従いまして、基本計画にはこういうふうに都市計画からいろいろ載っているのですが、ここまで地方自治法では言っていないのですよ、こんな細かくまで。それで、基本計画には載せてあって、そしてうちのほうの先ほど17ページの要領でもうたっております。しかしながら、これ以外は、ではいいのかというと、そうではないと思って、ここについては、要領には例えば観光振興計画というふうな部分もいっぱいうちのほう、計画づくりが本当に好きで、結構計画はつくっておりますので、ここに追加してその都度載せなければならぬのかというふうなことも議論して、やっぱりやっていかないと、これ以外は、ではいいのかというふうに解釈されると、非常に、ではどこの根拠に基づいてやるのだとなってしまうから、その辺の議論も必要でないかなと思っております。

○委員長（根本謙一君） 今の星委員の問題提起について、荒川委員。

○3番（荒川佳一君） あくまでもこれは何々に関する計画ということなので、これは個別計画をここに載せるわけではなくて、各項目に関する計画ということで載せていると私は理解しています。そういうことをやっぱり載せておかないと、なかなかちょっと分かりにくいところもあるのかなということで、これは大事なところなので、私は削除すべきではないと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。

特に要綱の中で不足するものがあるのかどうなのか、そこまでは精査をこのたびはしていませんし、ここでする話でもないなというふうに基本的には思っています。というのは、我々は条例の見直しですから、関連条項まで全て見直しでしっかり整理していこうというところまでは、私たちの与えられた時間の中ではちょっと不可能な面も考えられますので、今回は基本条例、これの見直し、基本的には。そこで押さえていって、判断していただければなというふうに思います。

今までの委員のご意見ですけれども、提案者以外、ほとんどの方が残すべきでないかという意見だったかと思います。

ここで述べていない櫻井委員と小柴委員、ご意見いただければと思います。失礼しました。山内委員もお願いします。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 副委員長が言っているのは、もしかしてこうなのではないかなと思ったことがあって、議決すべき計画は、これだけではなくてほかの計画も議決すべきだろう、議会に通すべきだろうという話をしているのかなと思ったのです。もしそう言っているのだとすれば、恐らく私たちがこうだよねって、これを消しては駄目だよねと言っている話とその話はまた別だと思うのです。私は星さんの話を聞いていて思うのは、こういう計画って載っているけれども、でもこういう計画のほうがもっと大切だから、そっちのほうが議会を通すべきだよねみたいなことを言っているのではないのかなと思ったので、もしそうだとしたら、多分話が少々かみ合っていないのかもしれない。分からないです、それは確認しないと。

○委員長（根本謙一君） 星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） それでは、地方自治法の第96条第2項の議決事件というふうな部分をもう少し逐条解説等を参考にしながら、次回までに皆さんにお示しするという事で、それでまた再度議論していただきたいというふうに思っております。

○委員長（根本謙一君） 今星委員からそういう話がありました。

時間も押していますので、今のことを踏まえつつも櫻井委員の意見を伺いたいと思います。

○1番（櫻井幹夫君） この件についても、なくしても、置いてもどちらでも私はよろしいのですが、あえて手間をかけて取り除くという作業をするよりは、置いておいたほうがいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。ありがとうございます。

山内委員。

○4番（山内 豪君） 私も先ほどから提案されている内容で十分理解しましたので、各委員のどうのこうのというのは櫻井委員と同じような内容でございます。お願いします。

○委員長（根本謙一君） 皆様のご意見の相当数は残していいと、残すべきだということだったと思います。

ただ、小柴委員の問いかけに、星委員のほうから、この次にもう少し逐条解説的に資料を用意して出したいという話もあるので、それはそれとして出していただいて、この次の一つの意義を深める意味で、議論の一つに供したいと思いますが、そのような処理でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 基本的にこの条例はこのままこれを残すということですね。

そのように決したいと思います。ありがとうございました。

大分予定の時間よりも過ぎてしまいましたけれども、本当に皆さんお疲れだと思います。ありがとうございます。

今日の会議はここで閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。

今日の会議は、第8条で終了としたいと思います。

長い時間、同席していただいたオブザーバーの議長、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

最後に、ご意見とご感想をいただいております。よろしくお願いします。

大竹議長。

○議長（大竹　惣君）　皆さん、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

様々な視点から皆さんのご意見をお伺いして、皆さんそれぞれの考え方があるなという中で成熟した議論を続けてくださっているなということで大変ありがたく思います。

そして、基本的に今回は基本条例に関することなわけなんですけれども、例えばですが、反問の部分に関しては実施要綱の部分にも触れるというような形になっていたと思いますので、私も1点だけ気になったところがあるので、ここで言うのもいいのかどうか分からないのなんですけれども、ちょっとだけお話しさせていただきたいなと思うのなんですけれども、これは会議規則になってしまうのなんですけれども、53ページを見ていただきたいと思います。これまた開いたときに目に入ったので、今ちょっと気づいてしまったことなわけなんですけれども、第51条の部分です。「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」という部分なのなんですけれども、実際これ起立して「議長」って呼んでいないですよ、挙手していますよね。だから、これもちょっと変えなくてはならないのではないのかなという部分です。それか起立に一貫するかだと思うので、これ次の機会がいいと思うのなんですけれども、ちょっと議論していただきたいなと思います。

それに付随して、2項のほうも「2人以上起立して」という部分もあるので、ここもし変えるのだったら変わると思うので、この部分も大変ですけれども、次回ちょっと検討していただきたいと思います。

取りあえず私のほうからは以上でございます。本日は大変お疲れさまでした。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございました。

それでは、次、その他に参ります。その他については、我々が今取り組んでいる議会基本条例の見直しが一定程度整理できた段階で、高沖先生のご講評をいただく機会としてオンライン研修を受けたいと思っているのなんですけれども、一応今年の初めに4月下旬ぐらいの予定の話していたかと思いますが、現状からすると、5月をめどに想定しておいたほうがいいのかというふうに思いますけれども、この件に関して一応皆さんのご了解をいただいてから、先生にご都合等も含めて相談をかけ始めさせていただきたいなと。新年度になるわけなんですけれども、まだ予算も決定されているわけではなく、事前準備といいますか、そういうことを皆さんにご了解いただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、5月をめどに準備に入らせていただくということでご理解いただければと思います。ありがとうございます。

それで、あとは2つ目として次の会議の予定ですけれども、現段階では3月中はもう3月会議で目いっぱい、月末になりますと、職員の皆さんも忙しい中ですので、なかなか開催は難しいだろうと思います。4月の上旬、遅くとも中旬には次の会議を開きたいなど、開く必要があるなというふうに思っています。この進捗でいきますと、あと一、二回は時間、日程が必要かなというふうに思われるところがありますので、あまりのんびりもやりたくない考え方でご理解いただければというふうに思います。いかがでしょうか。そんなことで、今の段階ではご理解いただければありがたいです。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 日程決めていただけると助かります。

○委員長（根本謙一君） 日程できますか。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 4月の7、8、9、10、11あたりでどうでしょう。

○委員長（根本謙一君） 今事務局からの提案で、4月の入学式等もありますので、今、何日って言われましたか。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 7、8、9、10、11日です。

○委員長（根本謙一君） 7、8、9、10、11。曜日は。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 7の週。

○委員長（根本謙一君） 何曜日ですか、7は。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 月曜日です。

○委員長（根本謙一君） 月曜日ですね。

○議会事務局長（川田佑子君） 月曜日は入学式があるので、そこはちょっと……8日ももしかしたら会津西陵高校の入学式が入るかもしれません。

〔「じゃ、9、10、11ですか」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、9、10、11の間で。そういう予定で、9、10、11。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） のどれかということですか。

○委員長（根本謙一君） ここで決めてしまっているいいですか、皆さん。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） 決めてしましましょう。

○委員長（根本謙一君） 決めてもらったほうがいいですか。

○議会事務局次長兼総務係長（関本 達君） はい、助かります。

○委員長（根本謙一君） 皆さん、決めていただいて。

〔「委員長にお任せします」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 10日にしましょうか。10日でいかがでしょう、木曜日。

〔「はい」と言う人あり〕

○2番（小柴葉月君） 何時ですか。

○委員長（根本謙一君） やっぱり午後のほうがいいですか。

○2番（小柴葉月君） いや、午前中からやって、丸一日でも足りない。

○委員長（根本謙一君） いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 今、小柴委員のほうから、午前中からやって丸1日やってもいいのではないかと提案がありました。

〔「10時からでいいよ」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、10日、10時から。

では、確認します。次回、第13回特別委員会は、4月10日午前10時より午後4時まで、一応想定してください。

それでは、次に、改めてまたその他ですけれども、皆さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 事務局からありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、全てを終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○副委員長（星 次君） 皆さんには本当に一つ一つ丁寧に発言していただきまして、8番目まで進めました。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第12回の議会改革推進特別委員会を終了いたします。本当にご苦労さまでした。

閉 会 （午後 4時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年2月27日

委員長 根本 謙 一

書記 関 本 達